

四 半 期 報 告 書

(第60期 第3四半期)

自 平成23年10月 1 日

至 平成23年12月31日

株式会社タチエス

(E02210)

第60期第3四半期（自平成23年10月1日 至平成23年12月31日）

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社タチエス

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部【企業情報】	2
第1【企業の概況】	2
1【主要な経営指標等の推移】	2
2【事業の内容】	2
第2【事業の状況】	3
1【事業等のリスク】	3
2【経営上の重要な契約等】	3
3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3【提出会社の状況】	6
1【株式等の状況】	6
2【役員の状況】	7
第4【経理の状況】	8
1【四半期連結財務諸表】	9
2【その他】	16
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	17
四半期レビュー報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月13日
【四半期会計期間】	第60期第3四半期(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)
【会社名】	株式会社タチエス
【英訳名】	TACHI-S CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田 口 裕 史
【本店の所在の場所】	東京都昭島市松原町三丁目3番7号
【電話番号】	(042)546-8117
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 野 上 義 之
【最寄りの連絡場所】	東京都昭島市松原町三丁目3番7号
【電話番号】	(042)546-8117
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 野 上 義 之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第59期 第 3 四半期 連結累計期間	第60期 第 3 四半期 連結累計期間	第59期
会計期間	自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年12月31日	自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年12月31日	自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日
売上高 (百万円)	167,166	140,448	218,805
経常利益 (百万円)	11,474	4,923	13,563
四半期(当期)純利益 (百万円)	7,107	2,747	8,729
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	5,916	1,751	8,212
純資産額 (百万円)	52,180	54,759	54,142
総資産額 (百万円)	104,433	105,058	100,109
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	218.81	83.66	268.05
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	46.3	48.1	50.1

回次	第59期 第 3 四半期 連結会計期間	第60期 第 3 四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成22年10月 1 日 至 平成22年12月31日	自 平成23年10月 1 日 至 平成23年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	70.93	32.13

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 第59期第 3 四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年 6 月30日)を適用し、遡及処理しております。
- 4 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第 3 四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間における経済環境は、国内では東日本大震災の影響から経済活動は回復しているものの、一方で急速に円高が進行するなど、先行き不透明な状況で推移しました。

また、海外では、タイでの大規模洪水の影響や欧州での財政不安の深刻化、米国経済の停滞など、厳しい状況で推移しました。

当社グループの関連する自動車業界におきましては、震災後のサプライチェーンの順調な立て直しにより自動車生産は増産基調にありましたが、タイでの大規模洪水による一部生産停止やサプライチェーンの寸断により再び深刻な影響を受けると共に、円高の長期化による輸出への影響も懸念されるなど、依然として予断を許さない状況が続いております。

このような経営環境のもと、当第3四半期連結累計期間における業績は、東日本大震災やタイでの大規模洪水による減産影響を受け、売上高は1,404億4千8百万円と前年同四半期に比べ267億1千8百万円（16.0%）の減収となりました。その結果、営業利益は33億5千4百万円（前年同四半期比65.9%減）、経常利益は49億2千3百万円（前年同四半期比57.1%減）、四半期純利益は27億4千7百万円（前年同四半期比61.3%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

①日 本

東日本大震災やタイでの大規模洪水による得意先自動車メーカー各社の減産影響を大きく受け、売上高は743億1千2百万円（前年同四半期比17.5%減）、営業利益3億7千1百万円（前年同四半期比92.0%減）となりました。

②米 国

東日本大震災やタイでの大規模洪水による得意先自動車メーカー各社の減産影響を大きく受け、売上高は229億9千1百万円（前年同四半期比27.5%減）、営業利益は4億8千万円（前年同四半期比76.9%減）となりました。

③カ ナ ダ

東日本大震災やタイでの大規模洪水による得意先自動車メーカーの減産影響を大きく受け、売上高は68億3千4百万円（前年同四半期比33.7%減）、営業利益は1億1千6百万円（前年同四半期比74.6%減）となりました。

④メキシコ

売上高は172億7千2百万円（前年同四半期比8.6%減）となりましたが、新規車種の生産立ち上げ費用負担などにより、営業利益は2億9百万円（前年同四半期比80.2%減）となりました。

⑤フランス

自動車座席部品の販売増加により、売上高は12億1千8百万円（前年同四半期比45.5%増）、営業利益は5千2百万円（前年同四半期は営業損失1千3百万円）となりました。

⑥中 国

引続き旺盛な自動車需要を背景に得意先からの自動車座席受注も堅調に推移したことから、売上高は178億1千7百万円（前年同四半期比16.0%増）、営業利益は21億9千1百万円（前年同四半期比38.1%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の資産合計は、1,050億5千8百万円と前連結会計年度末に比べ49億4千8百万円増加しております。これは主に、現金及び預金が30億4千4百万円減少したものの、受取手形及び売掛金が50億3千2百万円、設備投資・子会社株式の取得等により固定資産が23億1千1百万円それぞれ増加したことによるものであります。

負債合計は、支払手形及び買掛金が増加したこと等により前連結会計年度末に比べ43億3千1百万円増加し502億9千9百万円となりました。

純資産合計は、547億5千9百万円と前連結会計年度末に比べ6億1千6百万円増加しました。これは主に、為替変動の影響等により為替換算調整勘定が14億4千3百万円減少したものの、四半期純利益の計上等により株主資本が22億1千万円増加したことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

①基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念及び企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。また、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。

もとより、当社は、当社株式等について大規模買付行為がなされる場合、当社の企業価値の向上や株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するべきでないと考えておりますが、大規模買付行為の中には、係る行為の目的が当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害する恐れのあるもの、当社の株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるもの、当社の取締役会や株主に対して当該行為に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないものなど、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する恐れのあるものも想定されます。

当社は、このような企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

②当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの具体的内容の概要

当社は、創業以来、自動車シートの特長を活かして、今日まで事業を維持発展させてまいりました。国内における自動車メーカーと自動車シートメーカーとの取引関係は特定されているのが一般的であり、当社は極めてユニークな存在であります。今後とも、このビジネスの強みを安定的に維持、発展していくためには、特定の企業グループにくみすることなく、当社の独自性に基づく自主自立の企業環境を継続していくことが前提となります。

当社が関連する国内の自動車業界におきましては、市場も一段と成熟化が進み、今後生産量の大幅な増加は期待できない環境下にあるため、堅固な企業体質構築に向けた新たな取組みを実施しております。

具体的には、長期ビジョンとして『Challenge 15』を策定し、「事業体質の変革」「意識・行動の変革」「存在感のある会社への変革」にチャレンジしていくこととし、「業界No.1品質の確保」と競争力ある技術開発力・モノづくり力・調達力を背景とした「収益向上」の2つを目標に掲げ、この目標達成に向けた活動を確実かつスピーディーに実行し、事業体質の転換を図り業績の向上に努めております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの具体的内容の概要

当社は、平成21年6月26日に開催された第57回定時株主総会において、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件」（以下「本プラン」といいます。）をご承認いただいております。本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様において、買収提案等に応じるか否かについての適切な判断を行うために必要かつ十分な情報及び時間並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを可能とするものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定すると共に、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

本プランの対象となる大規模買付行為は、以下の1) 又は2) に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為となります。

- 1) 当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け
- 2) 当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

なお、本プランにおける対抗措置の具体的な内容としては、新株予約権の無償割当てを行うことを予定しております。

④取組みに対する当社取締役会の判断及び理由

当社取締役会は、以下の理由から本プランが基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

- 1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」において示された三原則である「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」「事前開示・株主意思の原則」「必要性・相当性確保の原則」の全てを充足しています。

- 2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式等に対する大規模買付行為がなされようとする際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断され、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報を提供すると共に、妥当な期間を確保し、株主の皆様のために当社取締役会が買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

- 3) 株主の皆様を意思を重視するものであること

本プランは、買付者等が大規模買付ルールに従うことなく大規模買付行為を行う場合に特別委員会が対抗措置の発動を勧告する場合及び特別委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合を除き、買付者等による大規模買付行為に対する対抗措置発動の是非につき、株主総会において株主の皆様を意思を直接確認するものです。

また、本プラン導入後、当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになります。このように、本プランの導入、変更及び廃止に関して、株主の皆様が意思が十分反映される仕組みを確保しています。

- 4) 独立性の高い特別委員会の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に当たり、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、当社取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として特別委員会を設置しております。特別委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役及び当社社外監査役を含む社外有識者の中から当社取締役会により選任された者により構成されます。また、当社は、必要に応じ特別委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

- 5) 合理的かつ客観的発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

- 6) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができます。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の任期が現在1年のため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

なお、詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご参照ください。

(http://www.tachi-s.co.jp/uploads/pdfs/newsrelease_1/newsr_200905a.pdf)

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は24億3千1百万円であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	140,000,000
計	140,000,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	35,022,846	35,022,846	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株 であります。
計	35,022,846	35,022,846	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年12月31日	—	35,022	—	8,145	—	7,697

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができないことから、直前の基準日である平成23年9月30日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,182,400	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 32,798,400	327,984	—
単元未満株式	普通株式 42,046	—	—
発行済株式総数	35,022,846	—	—
総株主の議決権	—	327,984	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社保有の自己株式 57株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社タチエス	東京都昭島市 松原町三丁目3番7号	2,182,400	—	2,182,400	6.23
計	—	2,182,400	—	2,182,400	6.23

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、あらた監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	27,115	24,070
受取手形及び売掛金	24,898	※1 29,931
有価証券	287	218
商品及び製品	1,776	1,284
仕掛品	372	401
原材料及び貯蔵品	4,695	4,788
その他	3,165	※2 4,255
流動資産合計	62,311	64,949
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	8,384	7,866
機械装置及び運搬具（純額）	5,361	5,086
その他（純額）	6,546	8,145
有形固定資産合計	20,291	21,098
無形固定資産	474	386
投資その他の資産		
投資有価証券	14,306	15,241
その他	2,734	3,391
貸倒引当金	△9	△9
投資その他の資産合計	17,032	18,623
固定資産合計	37,798	40,109
資産合計	100,109	105,058

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	27,973	※1 32,934
短期借入金	541	451
未払法人税等	1,681	434
その他	7,169	※1 8,285
流動負債合計	37,365	42,106
固定負債		
長期借入金	3,249	3,116
退職給付引当金	2,008	2,009
役員退職慰労引当金	18	9
負ののれん	1	—
その他	3,324	3,057
固定負債合計	8,601	8,192
負債合計	45,967	50,299
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,145	8,145
資本剰余金	7,836	7,836
利益剰余金	39,760	41,971
自己株式	△1,960	△1,960
株主資本合計	53,782	55,993
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,272	877
為替換算調整勘定	△4,923	△6,366
その他の包括利益累計額合計	△3,650	△5,488
少数株主持分	4,010	4,254
純資産合計	54,142	54,759
負債純資産合計	100,109	105,058

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
売上高	167,166	140,448
売上原価	149,484	129,704
売上総利益	17,682	10,743
販売費及び一般管理費		
従業員給料及び手当	1,731	1,699
発送運賃	1,765	1,369
その他	4,347	4,319
販売費及び一般管理費合計	7,844	7,388
営業利益	9,837	3,354
営業外収益		
受取利息	112	119
受取配当金	79	98
負ののれん償却額	2	1
持分法による投資利益	1,817	1,874
雑収入	87	137
営業外収益合計	2,099	2,231
営業外費用		
支払利息	181	123
為替差損	276	534
雑支出	5	4
営業外費用合計	462	662
経常利益	11,474	4,923
特別利益		
固定資産売却益	30	26
貸倒引当金戻入額	3	—
特別利益合計	34	26
特別損失		
固定資産処分損	179	50
投資有価証券評価損	180	—
子会社清算損	4	—
ゴルフ会員権売却損	1	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	44	—
特別損失合計	409	50
税金等調整前四半期純利益	11,099	4,899
法人税、住民税及び事業税	2,251	926
法人税等調整額	355	125
法人税等合計	2,607	1,052
少数株主損益調整前四半期純利益	8,492	3,847
少数株主利益	1,384	1,099
四半期純利益	7,107	2,747

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	8,492	3,847
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	91	△394
為替換算調整勘定	△2,423	△1,565
持分法適用会社に対する持分相当額	△243	△135
その他の包括利益合計	△2,575	△2,095
四半期包括利益	5,916	1,751
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	4,633	909
少数株主に係る四半期包括利益	1,283	842

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
(持分法適用の範囲の重要な変更) 関連会社であるタックル シーティング Thailand Co., Ltd. は、重要性が増したため、第1四半期連結会計期間より持分法適用の範囲に含めております。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
保証債務 関係会社等の金融機関からの借入に対して、次のとおり債務保証を行っております。 フジ オートテック 111百万円 U. S. A. LLC [1,335千US\$] 従業員 0百万円 計 111百万円 関係会社のリース契約に対する債務保証は次のとおりであります。 フジ オートテック 72百万円 U. S. A. LLC [868千US\$] 計 72百万円	※1 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。 受取手形 22百万円 支払手形 87百万円 流動負債その他 122百万円 (設備関係支払手形) ※2 流動資産「その他」には、現先取引による短期貸付金1,494百万円が含まれております。当該現先取引にかかる担保受入有価証券の時価は1,494百万円であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む)及び負ののれんの償却額は、次のとおりであります。

前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
減価償却費 2,648百万円	減価償却費 2,124百万円
負ののれんの償却額 2百万円	負ののれんの償却額 1百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	155	5	平成22年3月31日	平成22年6月28日	利益剰余金
平成22年10月29日 取締役会	普通株式	197	6	平成22年9月30日	平成22年12月1日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の
末日後となるもの
該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	197	6	平成23年3月31日	平成23年6月27日	利益剰余金
平成23年10月28日 取締役会	普通株式	197	6	平成23年9月30日	平成23年12月1日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の
末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント							調整額 (注) 1	四半期連結損益計算書計上額 (注) 2
	日本	米国	カナダ	メキシコ	フランス	中国	計		
売上高									
外部顧客への売上高	90,064	31,715	10,302	18,888	837	15,358	167,166	—	167,166
セグメント間の内部売上高又は振替高	3,785	638	—	784	—	2,949	8,156	△8,156	—
計	93,849	32,353	10,302	19,672	837	18,307	175,322	△8,156	167,166
セグメント利益又は損失(△)	4,647	2,080	459	1,058	△13	1,587	9,819	17	9,837

(注) 1 セグメント利益又は損失(△)の調整額は、セグメント間取引消去であります。

2 セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント							調整額 (注) 1	四半期連結損益計算書計上額 (注) 2
	日本	米国	カナダ	メキシコ	フランス	中国	計		
売上高									
外部顧客への売上高	74,312	22,991	6,834	17,272	1,218	17,817	140,448	—	140,448
セグメント間の内部売上高又は振替高	3,199	380	1	565	1	3,204	7,351	△7,351	—
計	77,512	23,372	6,835	17,838	1,219	21,021	147,800	△7,351	140,448
セグメント利益又は損失(△)	371	480	116	209	52	2,191	3,422	△67	3,354

(注) 1 セグメント利益又は損失(△)の調整額は、セグメント間取引消去であります。

2 セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(金融商品関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(有価証券関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
1 株当たり四半期純利益金額	218円81銭	83円66銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	7,107	2,747
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	7,107	2,747
普通株式の期中平均株式数(千株)	32,482	32,840

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成23年10月28日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

① 配当金の総額 197百万円

② 1株当たりの金額 6円00銭

③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成23年12月1日

(注) 平成23年9月30日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、支払を行っております。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 2 月10日

株式会社タチエス

取締役会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 加 藤 達 也
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 友 田 和 彦
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社タチエスの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社タチエス及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。